

第3期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針（案）

はじめに

区では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）及び国の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定。以下「国基本計画」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、令和2年8月に成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針を策定しました。この方針に基づき、令和3年3月に「中央区障害者計画・第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に包含して中央区成年後見制度利用促進計画を策定しました。

計画策定後は、中央区成年後見制度利用促進委員会（以下「委員会」という。）において、利用促進に係る各取組の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国の第二期基本計画にあわせて、令和6年3月に「中央区障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」及び「中央区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」に包含して「第2期中央区成年後見制度利用促進計画」を策定しました。

この方針は、第3期中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方向性を示すとともに、委員会における全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理に活用していくために作成したものです。

第1 計画の策定にあたって

1 背景

(1) 成年後見制度の課題

成年後見制度は、平成11年の民法（明治29年法律第89号）の改正等により、平成12年に誕生した制度です。制度の導入後、利用者は年々増加し、その必要性及び制度への理解は深まりつつあるものの、本人の自己決定権の尊重をはじめとした意思決定支援や身上保護が重視されない場合があることなどが課題となっています。また、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化しており、成年後見制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続するために、①本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した制度の運用をすること、②本人にとっての必要性や他の権利擁護支援による対応について考慮した上で適切に成年後見制度が利用されるように連携体制等を整備すること、③成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること等が求められています。

区においても、急激な人口増加に伴い、一人暮らしの高齢者や障害者、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯もますます増加していくことが想定されま

す。そのため、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズがさらに多様化及び増大化する見込みであり、こうした状況に適切に対応するとともに、成年後見制度の利用促進をしていくため、尊厳ある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等ノーマライゼーションの理念の実現を図り、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用改善等に向けて検討していく必要があります。

(2) 国の動向

国の第二期基本計画では、地域共生社会^{※1}の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととしています。また、成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施するとともに、成年後見制度以外の権利擁護支援策についても検討を実施し、福祉制度・事業の見直しを行うこと等が示されました。

こうした背景を踏まえ、令和6年4月から令和8年1月にかけて、国の法制審議会議民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた検討が行われ、「民法等の一部を改正する法律案要綱」がとりまとめられました。その後、国会での審議を経て、令和8年6月17日に改正民法が成立しました。改正民法では、後見・保佐の制度を廃止し、本人に必要な事項について代理権や取消権を付与する補助制度に一元化するほか、制度の利用がなくなったときに利用を終了できることなどが予定されています。また、頼れる身寄りがいない高齢者等が安心して自立した生活を続けられるよう、現在社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業（東京都においては「地域福祉権利擁護事業」）を拡充・発展させ、日常生活支援のほか、入院・入所の手続支援、死後事務支援などを提供する新たな第二種社会福祉事業を社会福祉法に位置づけること等を盛り込んだ改正法案が令和8年6月19日に成立しました。

今後示される具体的な運用等を踏まえながら制度を推進していく必要があります。

(3) 中央区保健医療福祉計画

「中央区保健医療福祉計画」において、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築や高齢者、障害者等の権利擁護の推進のための取組が示されています。

※1 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係性を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会



地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進（イメージ図）



出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画

2 計画策定の目的

法改正など、国の方針を踏まえた制度の普及・啓発、利用促進を図るとともに、本区における成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「第3期中央区成年後見制度利用促進計画」を策定します。

3 計画の位置付け

「中央区成年後見制度利用促進計画」は、促進法第14条第1項の規定に基づく基本的な計画であり、かつ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画等として策定する「第8期中央区障害者計画・障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画として策定する「第10期中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含した計画として位置付けます。

4 計画の期間

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
中央区成年後見制度 利用促進計画	第2期	第3期		第4期		第5期				
	「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含									
中央区障害者計画・ 障害福祉計画・ 障害児福祉計画	障害 第7期 第3期	障害者計画 障害福祉 第8期 障害児福祉 第4期				障害福祉 第9期 障害児福祉 第5期		障害者計画 障害福祉 第10期 障害児福祉 第6期		
中央区高齢者保健福 祉計画・介護保険事 業計画	高齢 第9期	高齢者保健福祉計画 介護保険 第10期		高齢者保健福祉計画 介護保険 第11期		高齢者保健福祉計画 介護保険 第12期				



第二期国基本計画（抜粋・一部修正）

◆市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 中核機関、協議会の整備・運営の方針を定めるものであること。
 - ・ 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針を定めるものであること。
 - ・ 地域連携ネットワークの機能を強化するための施策等を定めるものであること。
 - ・ 区長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進方針を定めるものであること。

第2 目指す姿及び施策の方向性

1 目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。

2 施策の方向性

中央区保健医療福祉計画2020の基本理念、基本施策等並びに中央区における成年後見制度に係る現状及び課題を踏まえ、4つの方向性を定めます。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする

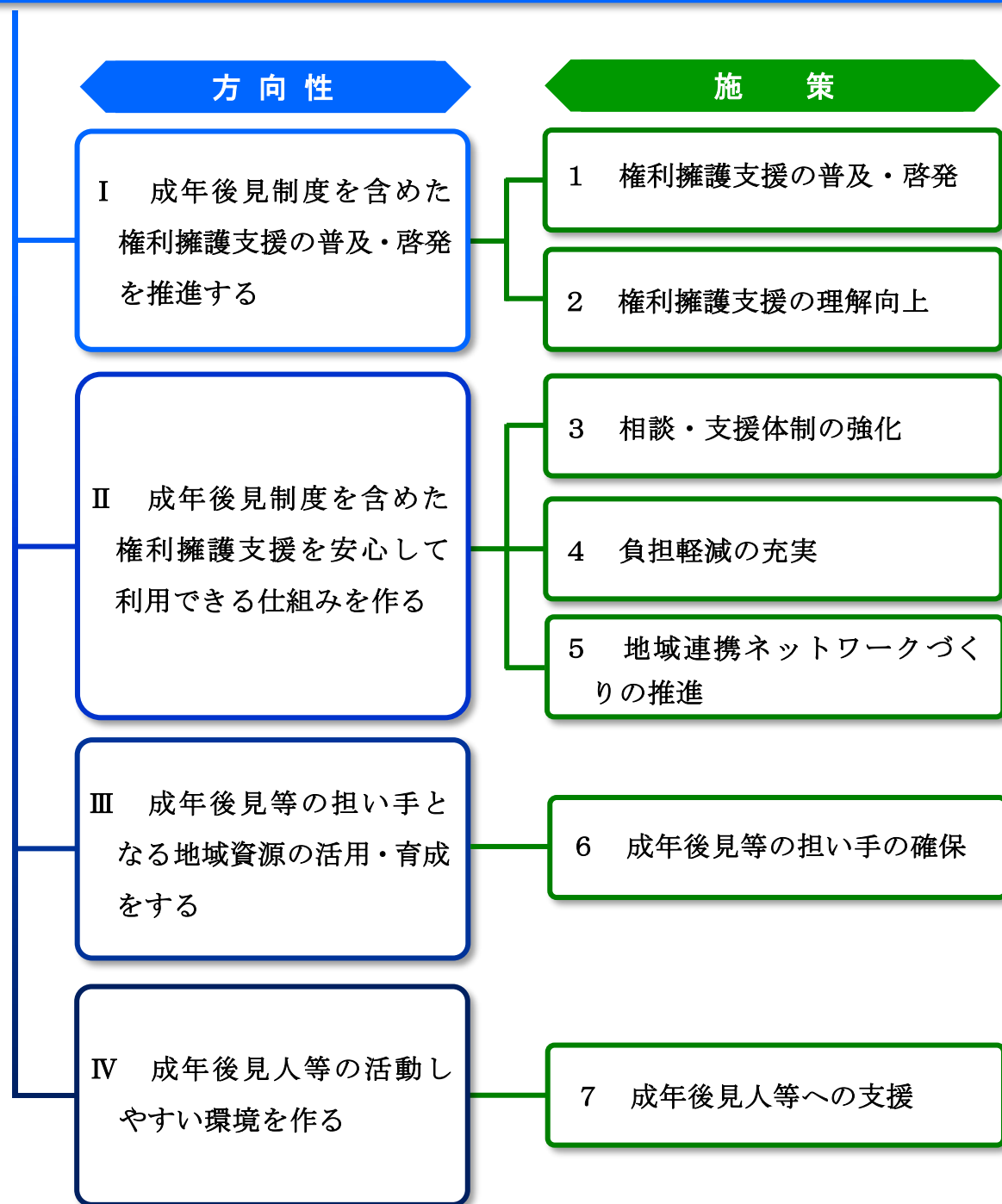
施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る

第3 計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度を含めた権利擁護支援により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続し、地域社会に参加しています。



第4 各施策の取組内容及び具体的な取組

成年後見制度の利用促進を図るため、各施策において、次の取組を実施する必要があります。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度を含めた権利擁護支援の普及・啓発を推進する

施策1 権利擁護支援の普及・啓発

(1) 効果的な広報活動の実施

制度への理解、利用促進を図るため、ホームページ及び SNS 等の積極的な活用や所管課・関係機関との連携など、より効果的な広報活動を実施します。また、申立費用・報酬助成制度等についても様々な方法で周知を行います。

区分	具体的な取組
充実	ホームページ、SNS、リーフレット等による成年後見制度・任意後見制度・権利擁護支援事業の普及
継続	区のおしらせ、ホームページ、ちらし等による申立費用・報酬助成制度等の周知

(2) 講座、講演会等の実施

制度の理解を深めるとともに、利用につなげるため、アーカイブ配信をはじめとした受講機会の拡大など、参加者のニーズに応じて開催手法を工夫し講座を実施します。また、関係団体と連携し、講座・相談会等を実施します。

区分	具体的な取組
継続	申立て講座、成年後見制度講座等の実施
	関係団体との連携による成年後見制度講座・相談会等の実施

施策２ 権利擁護支援の理解向上

(3) 職員等を対象とした研修の実施

中央区相談支援包括化推進員※²や福祉関係者を中心に職員の制度に対する理解を深めるとともに、スキルアップを図るため、制度の基礎から、申立費用・報酬助成制度、意思決定支援等の実務的な内容まで幅広く研修を実施し、権利擁護支援の理解向上を推進していきます。

区分	具体的な取組
充実	中央区相談支援包括化推進員等への研修の実施 申立費用・報酬助成制度、意思決定支援等の専門的知識を深めるための研修内容の充実

※2 中央区相談支援包括化推進員

地域住民の複雑化・複合化する課題に対し、各相談支援機関の連携により、適切な支援を行うための取組の一つとして、相談支援を行う部署に配置している。

(4) 区及び関係機関の相互理解の促進

区職員及び関係機関がそれぞれ行う業務等について、相互理解を深め、制度の運用を円滑に進めていくために、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会において、ケース検討や意見交換等を行います。また、関係機関への出前講座等の実施により、相互理解の促進を図ります。

区分	具体的な取組
継続	ケース検討、意見交換等の実施

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を含めた権利擁護支援を安心して利用できる仕組みを作る

施策３ 相談・支援体制の強化

(5) 地域関係者・関係機関と連携した相談体制の強化

複雑化・複合化した課題等を抱えた方の相談を包括的に支援するためにふくしの総合相談窓口において、世帯の課題やニーズを的確に把握するとともに、権利擁護支援を必要とする人を中核機関につなげていきます。

また、個別訪問や地域関係者による日常的な見守りとの継続的な連携・情報共有を行い、制度を必要とする方の早期発見・早期支援につなげていきます。

区分	具体的な取組
継続	ふくしの総合相談窓口と連携した相談支援
	地域福祉コーディネーター※ ³ 、民生委員、町会等の戸別訪問、日常的な見守りとの連携・情報共有による早期発見・早期支援

※³ 地域福祉コーディネーター

地域の実情に応じ、地域で発見された生活課題の解決に向けて相談対応、ネットワークの構築等を行う福祉の専門職で、中央区社会福祉協議会のささえあい課に配置されている。

(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与

本人を支援するための方針や後見人等候補者の検討（受任者調整）の際に、権利擁護支援推進協議会（以下「協議会」という。）を活用するとともに、必要に応じてケース検討会議（臨時会）を開催し、司法・福祉等専門職からの専門的な助言を得ることで、本人にとって適切な支援方針の検討及び後見人等候補者の選定を行います。

区分	具体的な取組
充実	支援方針の検討、受任者調整等への司法・福祉専門職の助言等の活用

(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な権利擁護支援の促進

本人の意思を尊重した適切な制度・サービスの選択となるよう、中核機関が支援します。また、チーム（※18 ページ参照）による見守りや意思決定支援を継続的にを行います。

区分	具体的な取組
充実	チームによる日常的な見守り・継続的な意思決定支援
	本人の意思を尊重した権利擁護支援事業・法定後見・任意後見等の選択に係る支援
継続	受任者調整シート・本人情報シートの活用

(8) 適時・適切な区長申立ての実施

区長申立てを適時・適切に実施するために、協議会やケース検討会議（臨時会）を積極的に活用し、検討段階における司法・福祉専門職からの専門的な助言を受けます。

区分	具体的な取組
充実	区長申立ての検討における司法・福祉専門職の助言

施策4 負担軽減の充実

(9) 申立て支援及び費用・報酬助成の充実

区長申立てに係る報酬助成及びその他の申立て費用・報酬助成制度のさらなる充実に向け、検討を進めます。

区分	具体的な取組
充実	費用・報酬助成制度の見直し及び充実

施策5 地域連携ネットワークづくりの推進

(10) 権利擁護支援推進協議会の運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、司法・福祉の専門職団体、関係機関等で組織された協議会を運営し、連携強化及び自発的に協力する体制づくりを進めます。また、複雑化・複合化した課題を抱える方に対する権利擁護支援の検討や、後見人等候補者の選定（受任者調整）に関して、協議会等を積極的に活用し、適時・適切な支援につなぎます。

区分	具体的な取組
充実	権利擁護支援推進協議会の運営・積極的活用

(11) 中核機関の運営

制度の利用促進、成年後見人等への支援、協議会の運営等を行うため、区及び中央区社会福祉協議会が協働して中核機関を運営します。また、社会福祉法の改正等を踏まえ、中核機関のコーディネート機能等の強化に取り組みます。

区分	具体的な取組
充実	中核機関の運営・機能強化

(12) 権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

制度の利用が必要な方の早期発見・早期支援に向けて、地域連携ネットワーク（※15ページ参照）を強化していくために、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会を開催します。

区分	具体的な取組
継続	権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会の開催

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする

施策6 成年後見等の担い手の確保

(13) 区民後見人※4 候補者の養成・支援

区民後見人を養成するための基礎講習を実施するとともに、基礎講習の修了後、一定期間経過した方のフォローアップを目的とした研修を実施します。

区分	具体的な取組
継続	区民後見人養成研修の実施
	フォローアップ研修の実施

※4 区民後見人

弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職後見人や親族後見人とは異なり、同じ地域に住む区民の立場で成年後見人等として、社会貢献的な精神に基づき、身上保護や財産管理などの後見業務を行う方。活動にあたっては、成年後見制度の趣旨と内容を理解するため、区が実施する基礎講習を修了する必要がある。

(14) 区民後見人候補者の幅広い活躍の場の提供及びモチベーションの確保

各研修を修了した区民後見人候補者が成年後見人等として活動するまでの間、権利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会への参加や、講座・講演会の講師としての活動を通じて、候補者のモチベーションの確保を図ります。また、中央区社会福祉協議会が行う権利擁護支援事業の生活支援員や、法人後見業務を行う場合の後見支援員として、活躍の場を提供します。

区分	具体的な取組
新規	権利擁護支援事業や法人後見業務における後見支援員等、活躍の場の提供
継続	講座等における講師への登用や運営への参画機会の提供

(15) 区民後見人の受任の促進

区民後見人の受任要件を見直すとともに、専門職後見人から区民後見人へ引き継ぐリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見等の実施により、活動機会の充実を図ります。

区分	具体的な取組
充実	区民後見人の受任要件の見直し
	リレー方式・複数後見の実施機会の充実

(16) 法人後見実施体制の強化

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等となり後見等事務を行う法人後見の実施体制を整備します。

区分	具 体 的 な 取 組
充実	区内における法人後見の実施体制の整備
継続	法人後見実施団体との連携

施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る

施策 7 成年後見人等への支援

(17) 権利擁護支援チームの自立に向けた支援

中核機関が成年後見人等を含むチームに対して、支援方針の共有などを行い、コーディネートすることで、チームが自立するよう支援します。また、本人を支援するための方針等を検討する際に、司法・福祉等専門職から専門的な助言を得る場として協議会を活用するほか、必要に応じて、ケース検討会議（臨時会）を開催し、チームを支援します。

区分	具体的な取組
継続	中核機関による権利擁護支援チームの自立に向けた支援
	協議会によるチームへの専門的助言

(18) 成年後見人等選任後の状況把握

成年後見人等が選任された後も継続的にモニタリングを行い、必要に応じて支援するなど、成年後見人等が活動しやすい環境を作ります。

区分	具体的な取組
継続	継続的な見守りの実施
	定期報告書作成支援

(19) 親族後見人等への支援

親族後見人等が一人で悩みなどを抱え込まないように、適宜相談に応じるとともに、親族後見人向けの講座を開催し、グループワーク等を通じて日頃の後見業務についての情報交換を行う機会を提供します。

区分	具体的な取組
継続	親族後見人向け講座の開催

(20) 後見事務の円滑化に向けた支援

成年後見人等の事務手続の負担軽減のため、郵便物の送付先を変更する手続きを一括して行うほか、後見事務の円滑化に向けた支援を検討します。

区分	具体的な取組
継続	郵便物の送付先変更手続きの一元化

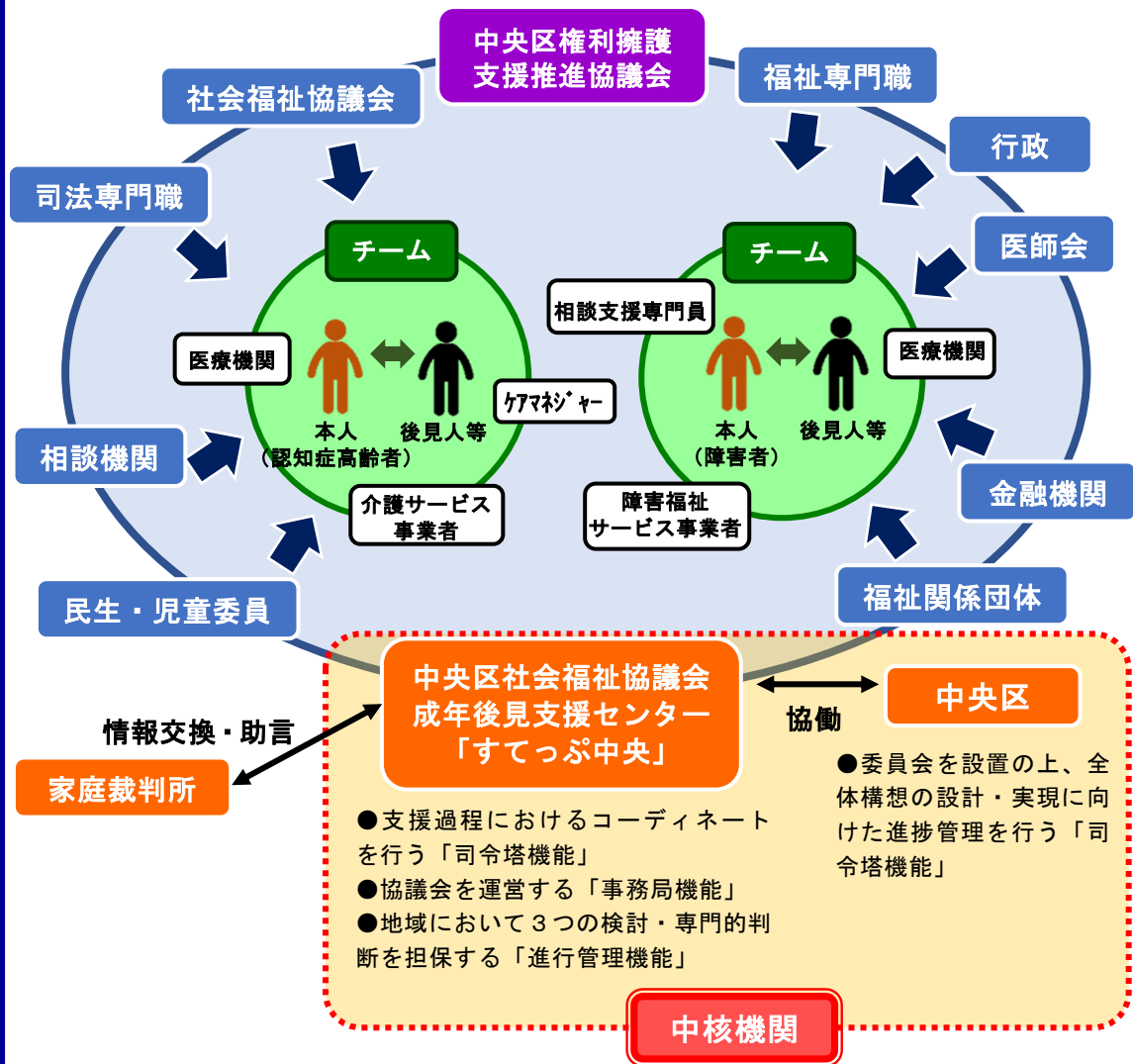
解説

地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークは、本人及び後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなる「チーム」を相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援を行う仕組みです。

中央区や中央区社会福祉協議会のほか、司法・福祉専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）においては成年後見制度の利用に係る直接の相談や支援を担う役割、相談支援専門員、ケアマネジャー、障害福祉・介護サービス事業者、医療機関等においては日常的な業務から成年後見制度の利用が必要な人を発見し、つなぐ役割が求められています。

◆地域連携ネットワークのイメージ



中央区権利擁護支援推進協議会

協議会は、法律・福祉の専門職団体、関係機関等が連携して地域課題の検討・調整・解決に向けて継続的に協議を行い、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に果たせるような体制づくりを進めるための合議体です。

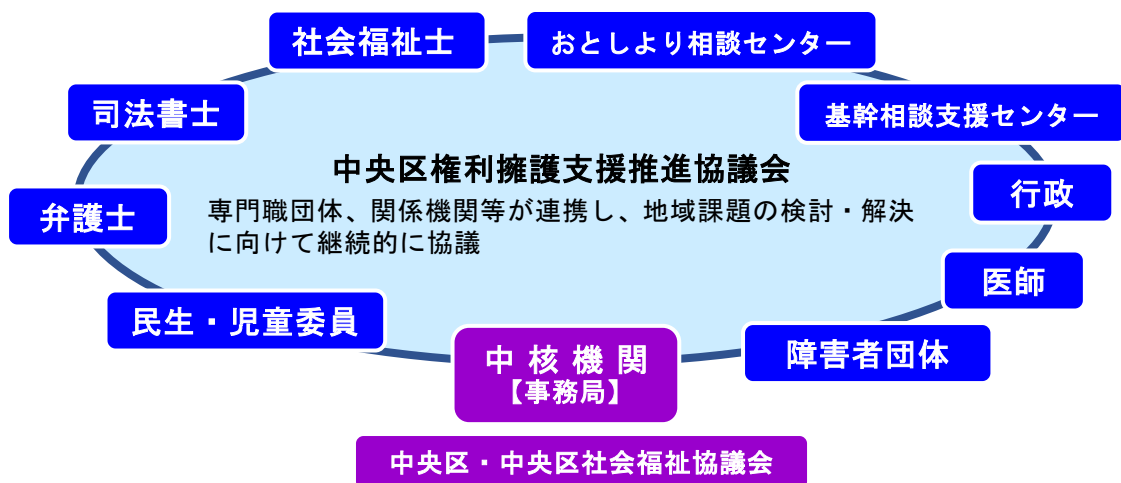
(1) 構成員

医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者団体、民生・児童委員、相談機関（おとしより相談センター・基幹相談支援センター）、社会福祉協議会、行政（中央区）

(2) 主な検討事項

- ア 権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容の検討
- イ 専門職後見人等及び区民後見人等の候補者の推薦
- ウ 権利擁護に係る支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくり

◆中央区権利擁護支援推進協議会のイメージ



中核機関

中核機関は、専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの構築及び地域における連携・対応強化の継続的な推進等を行う中核的な機関です。

(1) 設置の主体

中核機関が行う権利擁護支援の業務が、区の保有する個人情報等を基に行うこと、地域関係者や他の行政機関などとの連携及び調整が必要となることから、中央区が設置します。

(2) 運営の主体

地域の実情に応じた適切な運営ができるよう、中核機関としての業務の一部を中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」に委託します。

(3) 役割

中央区及び「すてっぷ中央」が協働して中核機関の役割を果たします。

ア 司令塔機能

全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理、支援の各過程や協議時における関係者のコーディネート

イ 事務局機能

関係機関、各種専門団体等が参加し、協力・連携強化を協議する協議会の運営

ウ 進行管理機能

地域における3つの検討・専門的判断（①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）の担保

(4) 主な業務の内容

ア 利用促進のための広報・啓発

イ 相談受付

ウ 利用促進（候補者の推薦）

エ 成年後見人等への支援

オ 関係機関との連絡調整

カ 協議会の運営

中央区成年後見制度利用促進委員会

委員会は、成年後見制度の利用の促進に係る施策の適切な運用、進捗状況等について、点検、評価等を行うために協議を行う合議制の機関です。

(1) 構成員

学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者団体、民生・児童委員、相談機関（おとしより相談センター・基幹相談支援センター）、社会福祉協議会、行政（中央区）

(2) 主な検討事項

ア 成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検、評価に關すること。

イ 中央区成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針に関すること。

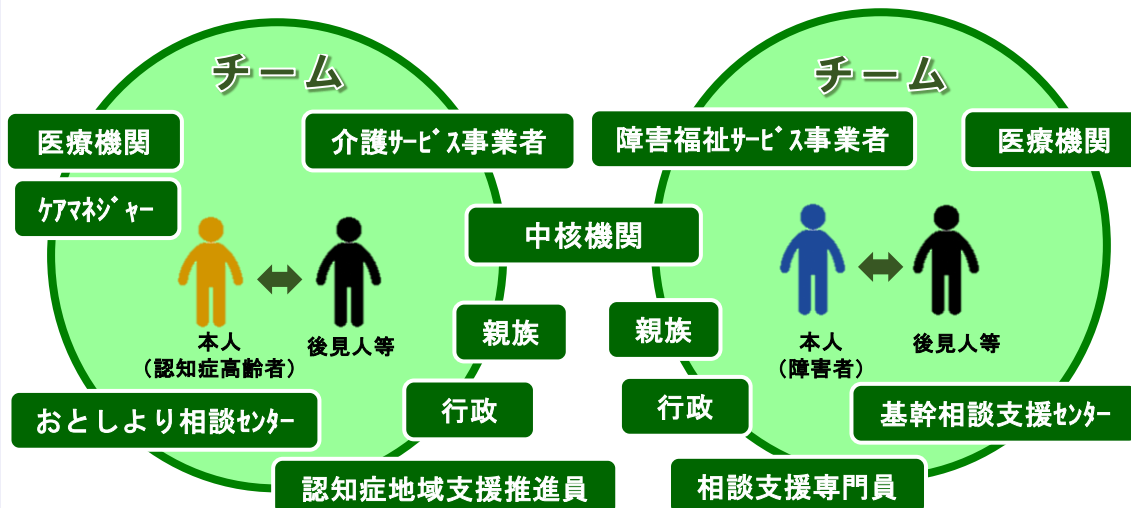
チーム

本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行っていくことを目指しています。その時々課題に応じてチームを編成し、本人の意思を尊重して支援していきます。

◆中央区におけるチームのイメージ（一例）

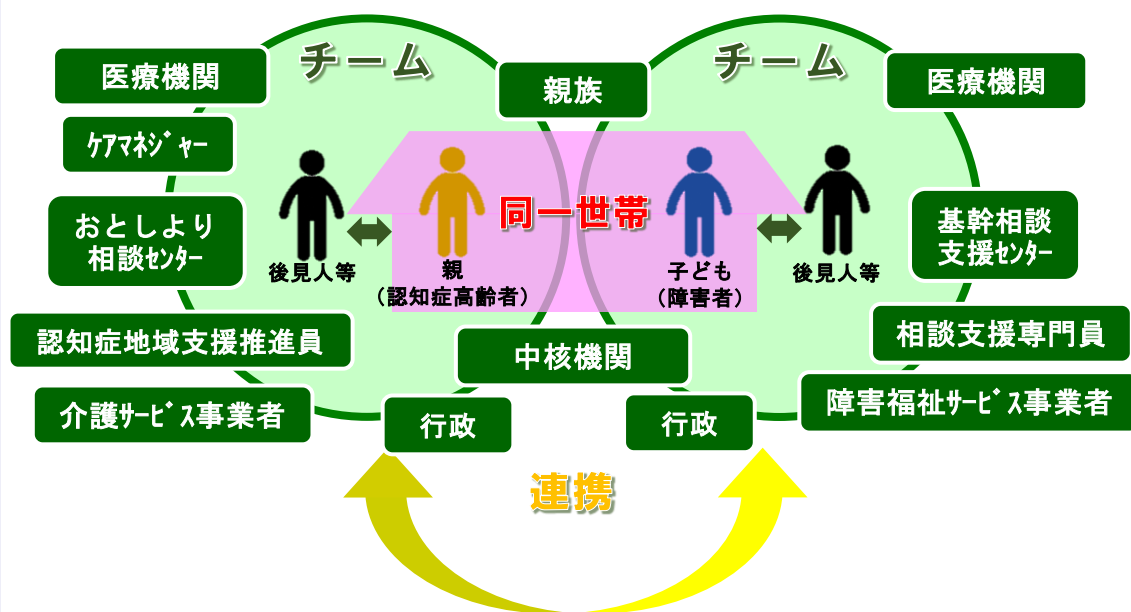
認知症高齢者と後見人等を支えるチーム

障害者と後見人等を支えるチーム



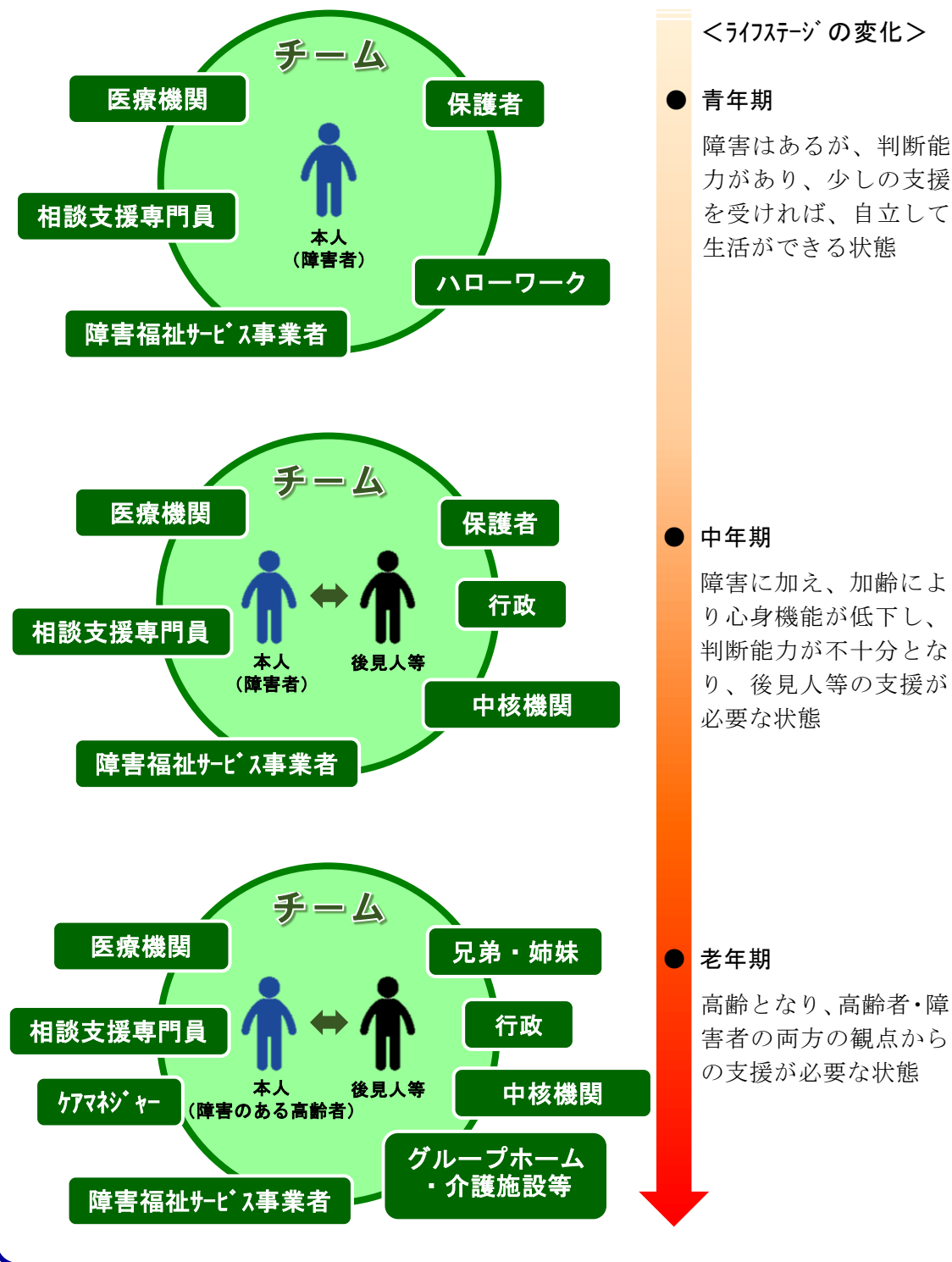
例えば、障害のある子どもがいる世帯の親が高齢者となり、認知症などの理由で支援が必要になったときは、子どもを支援するチームに加えて、親を支援するチームを結成し、それぞれのチームが連携することにより世帯全体を支えます。

◆認知症高齢者の親と障害のある子どもの世帯を支えるチームのイメージ



また、障害のある成年被後見人が高齢者になるなど、本人の状況が変化したときは、その状況に応じて「チーム」のメンバーを適宜変更します。

◆障害者の状況の変化に応じて支えるチームのイメージ

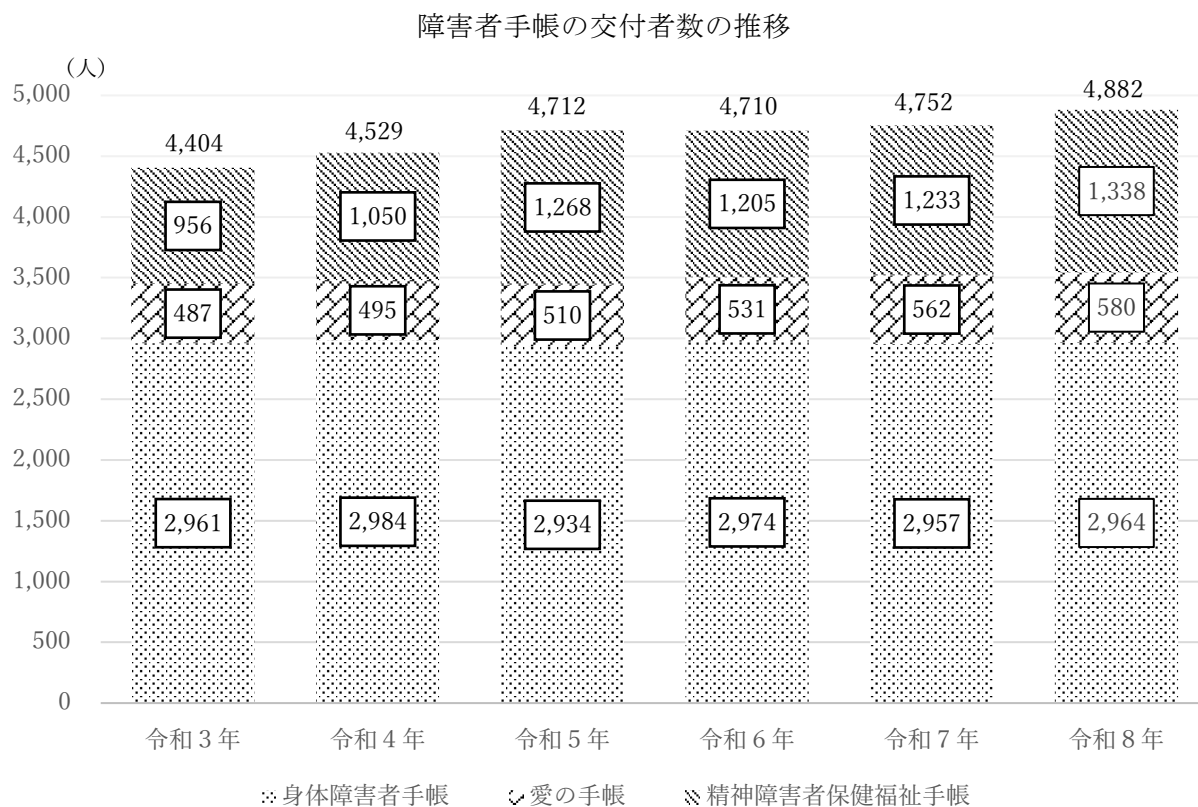


資料編（中央区の現状）

1 対象者別データ

(1) 障害者手帳の所持者数

障害者手帳の交付者数は、いずれの手帳交付者も増加しており、合計数は令和3年は4,404人でしたが、令和8年は4,882人となっています。



資料：中央区（各年4月1日現在）

愛の手帳交付者の障害程度をみると、最も軽度の4度が256人、3度（中度）が152人と、中・軽度者が7割以上になっています。

東京都愛の手帳交付者数

程度別 年齢計	計	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
計	580	20	152	152	256
18歳以上	373	17	92	93	171
18歳未満	207	3	60	59	85

資料：中央区（令和8年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳交付者の障害程度をみると、最も軽度の3級が728人、2級が561人と、中・軽度者が9割を超えています。

精神障害者保健福祉手帳交付者数

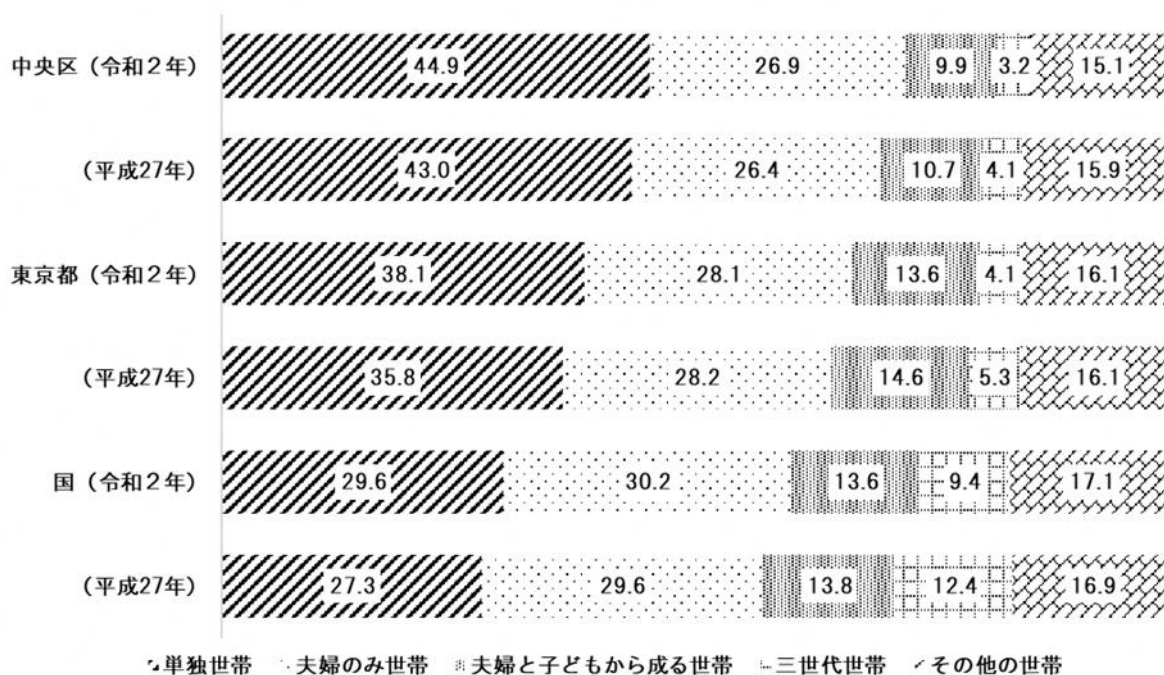
程度別 年齢計	計	1 級 (重度)	2 級 (中度)	3 級 (軽度)
計	1,338	49	561	728
18 歳以上	1,298	49	546	703
18 歳未満	40	0	15	25

資料：中央区（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(2) 高齢者のいる世帯の世帯構成

中央区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高くなっています。

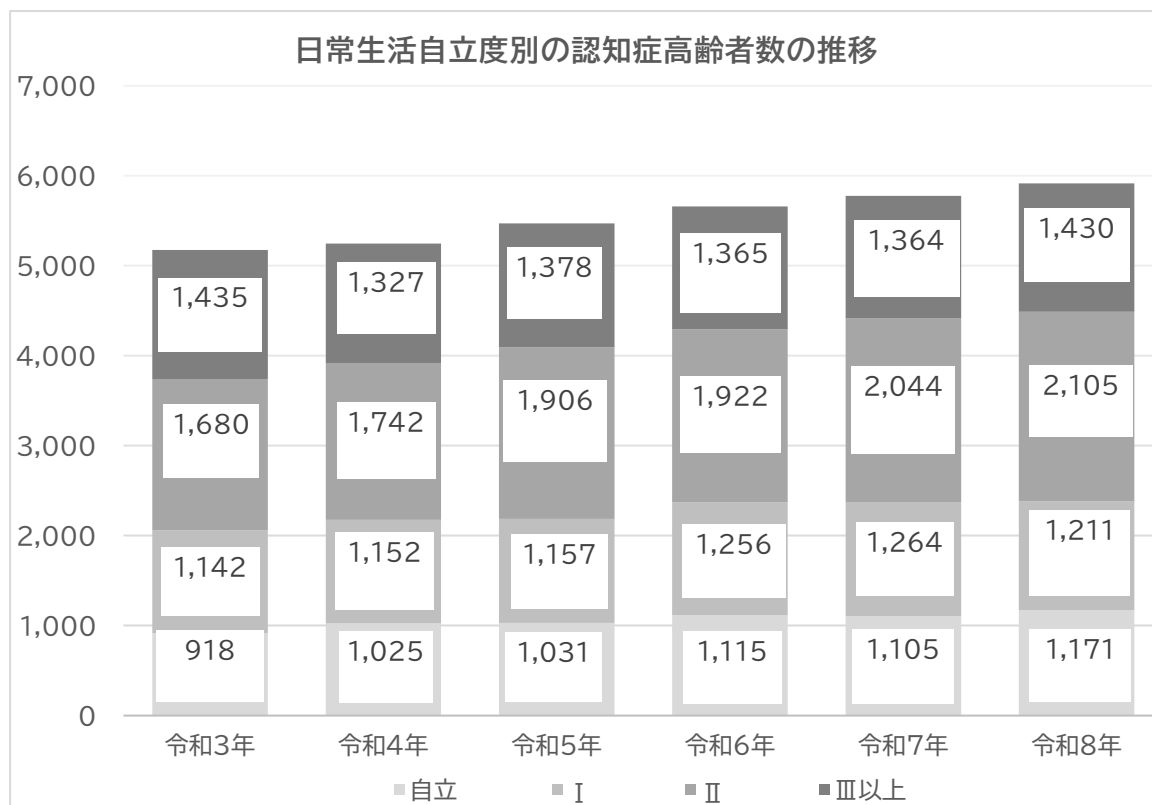
高齢者のいる世帯の世帯構成（中央区、東京都、国）



資料：総務省統計局「国勢調査」（平成 27 年、令和 2 年）

(3) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度別に認知症高齢者数の推移をみると、生活に支障のある症状等がみられるⅡ以上の認知症高齢者数は令和8年は3,535人となっています。



※転入者で自立度が把握できない者を除いて集計

資料：中央区（各年3月31日現在）

認知症高齢者の日常生活自立度

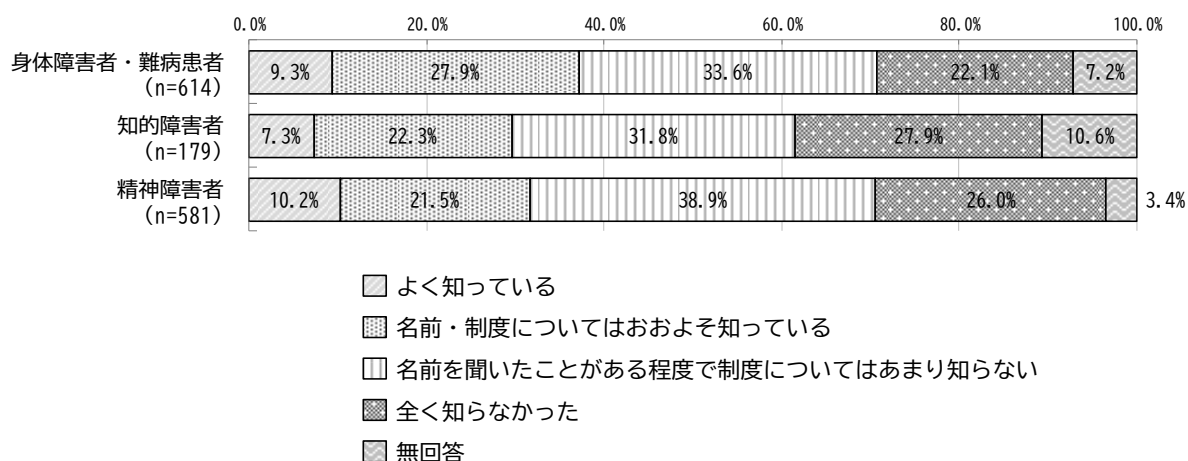
Ⅰ	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
Ⅱ	生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立 a：家庭外で、上記の状態がみられる b：家庭内でも、上記の状態がみられる
Ⅲ	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a：日中を中心として、上記の状態がみられる b：夜間を中心として、上記の状態がみられる
Ⅳ	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護が必要
M	著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医が必要

2 成年後見制度の認知状況

(1) 障害者

成年後見制度の認知度について、「知っている」との回答（「よく知っている」と「名前・制度についてはおおよそ知っている」の合計）は、身体・難病では 37.2%、知的では 29.6%、精神では 31.7%となっています。

障害者の成年後見制度の認知状況

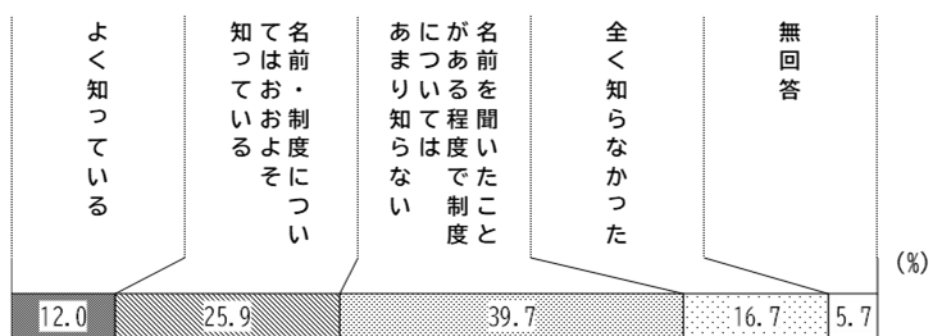


資料：令和 8 年 3 月 中央区障害者(児)実態調査報告書

(2) 高齢者

成年後見制度の認知度について、「知っている」との回答（「よく知っている」と「名前・制度についてはおおよそ知っている」の合計）は、37.9%になっています。

高齢者の成年後見制度の認知状況



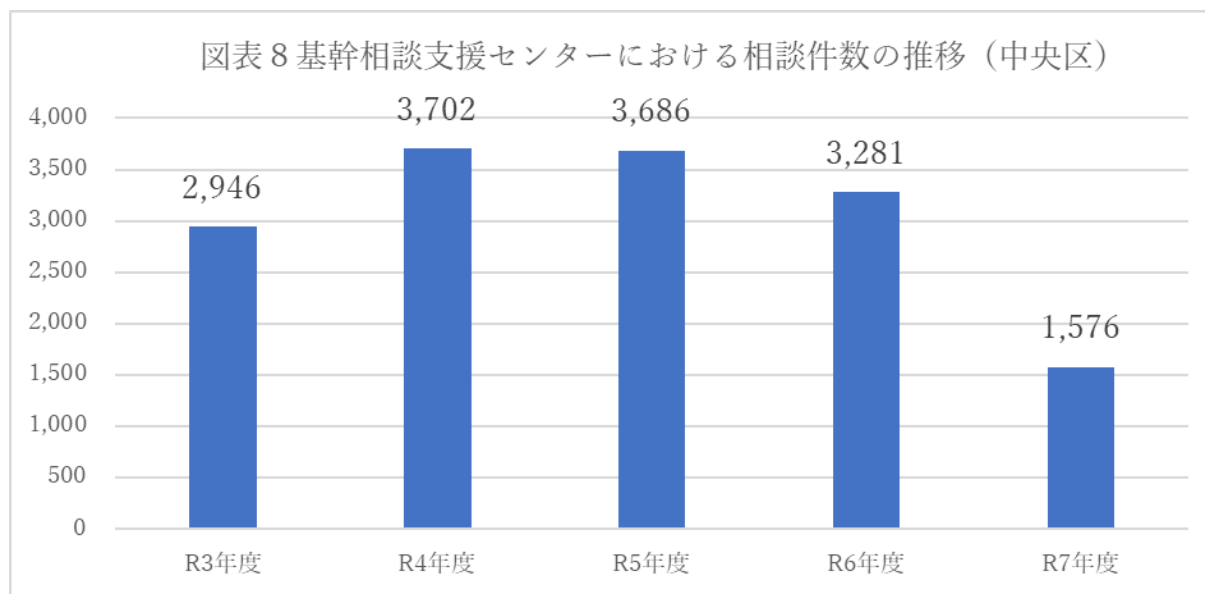
資料：令和 8 年 3 月 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査報告書

3 区の相談機関における実績

(1) 障害者

障害者の相談件数については、コロナ禍は電話対応等が多く相談件数が増加していましたが、令和7年度はコロナ禍前の水準まで減少しています。要因としては、相談支援事業所の充実やふくしの総合相談窓口の開設による相談機関の分散、関係機関につながることにより相談が早期に終結しているためと考えられます。

基幹相談支援センターにおける相談件数の推移



基幹相談支援センターにおける相談＜障害種別実績数＞

(単位：人/%)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障害者	515	17.5	528	14.3	429	11.6	376	11.5	319	20.2
重症心身障害	15	0.5	92	2.5	1	0.03	23	0.7	0	0
知的障害	1,045	35.5	832	22.5	789	21.4	834	25.4	519	32.9
精神障害	692	23.5	1,356	36.6	1,666	45.2	1,285	39.2	430	27.3
発達障害	338	11.5	480	13.0	460	12.5	453	13.8	165	10.5
高次脳機能障害	144	4.9	150	4.1	171	4.6	166	5.0	52	3.3
難病	27	0.9	104	2.8	58	1.6	73	2.2	9	0.6
その他	170	5.8	160	4.3	112	3.0	71	2.2	82	5.2
合計	2,946	—	3,702	—	3,686	—	3,281	—	1,576	—

相談支援方法別では、関係機関が 666 件（42.3%）で最も多くなっています。来所相談件数の割合は、令和 7 年度が令和 3～7 年度の中では最も高い割合となっています。

基幹相談支援センターにおける相談＜相談支援方法別実績＞

（単位：件/%）

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
訪問	58	2.0	83	2.2	52	1.4	47	1.4	30	1.9
来所相談	233	7.9	389	10.5	299	8.1	253	7.7	204	12.9
同行	61	2.1	44	1.2	53	1.4	53	1.6	17	1.1
電話相談	725	24.6	1,177	31.8	1,198	32.5	876	26.7	456	28.9
メール	151	5.1	228	6.2	191	5.2	284	8.7	192	12.2
ケース会議	37	1.3	30	0.8	29	0.8	29	0.9	10	0.6
関係機関	1,674	56.8	1,741	47.0	1,858	50.4	1,732	52.8	666	42.3
その他	7	0.2	10	0.3	6	0.2	7	0.2	1	0.1
合計	2,946	—	3,702	—	3,686	—	3,281	—	1,576	—

支援ニーズ別では、福祉サービス利用が843件（53.5%）で最も多くなっています。

権利擁護の件数は、13件（0.8%）となり、令和 3～6 年度に比べ減少しています。

基幹相談支援センターにおける相談＜支援ニーズ別実績＞

（単位：件/%）

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
福祉サービス利用	1,536	52.1	1,738	46.9	2,031	55.1	1,968	60.0	843	53.5
障害・病状の理解	61	2.1	67	1.8	17	0.5	17	0.5	4	0.3
健康・医療	285	9.7	218	5.9	264	7.2	211	6.4	64	4.1
不安解消・情緒安定	316	10.7	740	20.1	600	16.3	419	12.8	330	20.9
保育・教育	29	1.0	18	0.5	13	0.4	15	0.5	1	0.1
家庭・人間関係	164	5.6	131	3.5	51	1.4	38	1.2	21	1.3
家計・経済	127	4.3	57	1.5	31	0.8	17	0.5	34	5.6
生活技術	133	4.5	224	6.1	183	5.0	103	3.1	88	2.2
就労	229	7.8	130	3.5	49	1.3	98	3.0	7	0.4
社会参加・余暇活動	10	0.3	100	2.7	10	0.3	16	0.5	3	0.2
権利擁護	56	1.9	74	2.0	117	3.2	53	1.6	13	0.8
その他	0	0	205	5.5	320	8.7	326	9.9	168	10.6
合計	2,946	—	3,702	—	3,686	—	3,281	—	1,576	—

(2) 高齢者

おとしより相談センターへの相談実績をみると、相談内容別では介護保険サービス、福祉・保健サービスが多くなっています（令和7年度）。成年後見制度の申立ての支援に関することは令和7年度253件で、権利擁護に関することは令和7年度566件となっています。

相談手段別では、どの地域においても電話による相談が最も多くなっています（令和7年度）。

おとしより相談センターの地域別・内容別受付相談実績

おとしより相談センターでの各地域別の相談内容（件数）

① 相談内容（重複あり）

（単位：件）

			令和5年度			計	令和6年度			計	令和7年度			計	
			京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		
相談内容	予介防護	① 介護予防に関すること	222	589	379	1,190	355	385	419	1,159	276	267	276	819	
		② 介護保険サービス	3,108	2,852	4,055	10,015	2,610	3,002	4,931	10,543	1,066	2,450	5,115	8,631	
	③ 福祉・保健サービス	2,032	541	3,138	5,711	1,388	522	3,704	5,614	215	497	3,557	4,269		
	総合相談・支援	④ 住宅改修に関すること	173	75	151	399	147	76	168	391	69	74	122	265	
		⑤ 福祉用具に関すること	270	209	526	1,005	214	234	708	1,156	134	187	596	917	
		⑤-1 在宅療養支援に関すること(区民)	278	65	94	437	191	63	68	322	84	46	66	196	
		⑤-2 在宅療養支援に関すること(ケアマネ)	41	26	39	106	25	39	38	102	44	25	95	164	
		⑤-3 在宅療養支援に関すること(訪問看護)	40	7	26	73	21	11	40	72	6	18	58	82	
		⑤-4 在宅療養支援に関すること(包括)	0	6	5	11	7	7	1	15	3	3	7	13	
		⑤-5 在宅療養支援に関すること(医療機関)	77	70	85	232	48	92	145	285	69	64	208	341	
		⑤-6 在宅療養支援に関すること(その他)	9	10	7	26	20	5	17	42	27	6	37	70	
		⑦-1 医療・疾病(入院を含む)	903	754	1,258	2,915	694	759	1,652	3,105	223	483	1,722	2,428	
		⑦-2 精神に関すること	561	419	161	1,141	348	352	187	887	113	287	335	735	
		⑧ 入所に関すること	488	236	403	1,127	332	247	522	1,101	64	240	715	1,019	
		⑨ 認知症に関すること	479	606	658	1,743	236	1,071	1,101	2,408	234	701	838	1,773	
		⑩ 介護方法に関すること	8	94	11	113	14	59	28	101	8	34	19	61	
		⑪ 介護者の離職防止に関すること	8	2	1	11	8	0	0	8	0	0	1	1	
		⑫-1 複合的課題に関すること(介護)	-	-	-	-	-	-	-	-	62	15	61	138	
		⑫-2 複合的課題に関すること(子育て)	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	15	17	
		⑫-3 複合的課題に関すること(障害)	-	-	-	-	-	-	-	-	2	30	85	117	
		⑫-4 複合的課題に関すること(生活困難)	-	-	-	-	-	-	-	-	3	109	102	214	
		⑬ その他	98	76	60	234	196	107	21	324	143	128	28	299	
		権利擁護	⑭ 成年後見制度の申立ての支援に関すること	149	32	138	319	125	93	266	484	47	36	170	253
			⑮ 権利擁護に関すること	244	152	268	664	158	215	362	735	50	150	366	566
	⑯ 虐待に関すること		84	25	54	163	21	34	79	134	39	65	62	166	
	ケアマネ支援	⑰ ケアプランに関すること	15	23	32	70	17	19	64	100	7	8	86	101	
		⑱ 制度に関すること	22	31	7	60	9	5	2	16	2	1	3	6	
		⑲ 社会資源に関すること	4	1	5	10	4	2	7	13	7	1	6	14	
		⑳ その他ケアマネ業務に関すること	1	11	4	16	3	28	5	36	79	20	10	109	
	その他(事業者等)			2	3	2	7	0	17	0	17	0	11	1	12
	合計			9,316	6,915	11,567	27,798	7,191	7,444	14,535	29,170	3,077	5,957	14,762	23,796

② 相談件数（実人数）

（単位：人）

		令和5年度			合計	令和6年度			合計	令和7年度			合計
		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島	
相 談 手 段	電 話	4,206	3,502	4,144	11,852	3,438	3,829	5,332	12,599	1,547	3,147	5,881	10,575
	来 所	1,672	1,181	2,858	5,711	1,169	1,221	3,069	5,459	593	1,140	3,104	4,837
	訪 問	849	634	1,234	2,717	820	731	1,487	3,038	339	595	1,543	2,477
	文書（FAX・メール含む）	114	95	38	247	123	45	28	196	9	60	38	107
	コールセンター	107	12	48	167	46	11	48	105	7	9	37	53
	合 計	6,948	5,424	8,322	20,694	5,596	5,837	9,964	21,397	2,495	4,951	10,603	18,049

※①、②表について、日本橋地域の件数は「人形町おとしより相談センター」分を、月島地域の件数は「勝どきおとしより相談センター」分を（令和6年度以降は「勝どきおとしより相談センター」分及び「晴海おとしより相談センター」分を含む）。

4 成年後見制度の利用状況

(1) 区長申立て実績

令和7年度の区長申立て件数は、5件となっています。

区長申立て関連事業実績

(単位：件)

年度	R3	R4	R5	R6	R7
区長申立	7	3	8	8	5
後見報酬助成	2	2	3	3	3

(2) 成年後見制度の利用者数

中央区の成年後見制度の利用者数は、令和7年末で194件となっています。

成年後見制度の利用者数（23区）

(単位：件)

市区町村名	後見	保佐	補助	任意後見	合計
千代田区	90	23	8	3	124
中央区	132	39	11	12	194
港区	280	83	29	22	414
新宿区	407	107	43	19	576
文京区	282	62	32	15	391
台東区	239	92	35	5	371
墨田区	347	111	34	11	503
江東区	613	130	47	10	800
品川区	435	142	65	19	661
目黒区	376	80	29	15	500
大田区	902	289	108	31	1,330
世田谷区	1,037	291	107	51	1,486
渋谷区	282	85	29	33	429
中野区	417	112	36	21	586
杉並区	688	179	61	19	947
豊島区	417	108	42	15	582
北区	449	141	51	15	656
荒川区	265	68	21	6	360
板橋区	749	189	69	22	1,029
練馬区	1,002	245	88	32	1,367
足立区	912	283	56	17	1,268
葛飾区	621	144	60	12	837
江戸川区	756	133	53	8	950

※1 令和6年12月31日時点で東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数

※2 対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

成年後見制度の利用者数（中央区）

（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
後見	128	140	142	139	132
保佐	31	29	32	34	39
補助	20	17	13	14	11
任意後見	15	14	16	10	12
合計	194	200	203	197	194

※1 各年12月31日時点で東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数

※2 対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

(3) 成年後見関係事件の申立て件数

中央区の成年後見制度の申立て件数は、令和7年は50件となっています。

成年後見制度の申立て件数（令和7年・23区）

（単位：件）

	区市町村名	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任	合計
1	千代田区	12	4	1	4	21
2	中央区	31	13	2	4	50
3	港区	59	27	7	4	97
4	新宿区	81	14	13	3	111
5	文京区	62	8	9	5	84
6	台東区	44	13	7	2	66
7	墨田区	77	26	11	7	121
8	江東区	149	41	12	2	204
9	品川区	78	26	18	7	129
10	目黒区	68	10	12	2	92
11	大田区	191	45	22	7	265
12	世田谷区	195	64	16	16	291
13	渋谷区	44	22	3	13	82
14	中野区	73	15	6	3	97
15	杉並区	130	30	10	5	175
16	豊島区	83	19	10	3	115
17	北区	111	36	14	8	169
18	荒川区	54	16	5	5	80
19	板橋区	170	36	16	5	227
20	練馬区	195	35	14	15	259
21	足立区	185	43	17	3	248
22	葛飾区	122	40	17	5	184
23	江戸川区	169	25	7	4	205

東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）に対して令和7年1月から12月までに申立てのあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の件数

成年後見制度の申立て件数（令和7年・中央区）

（単位：件）

年度	R3	R4	R5	R6	R7
後見開始	26	34	32	33	31
保佐開始	5	5	7	13	13
補助開始	3	1	2	4	2
任意後見 監督人選任	9	2	7	0	4
合計	43	42	48	50	50

※東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）に対して各年1月から12月までに申立てのあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の件数

(4) 成年後見人等と本人の関係別件数

後見人等としては、司法書士22件、弁護士8件、親族7件（親、子、その他親族）、社会福祉士5件の順になっています。

成年後見人等と本人との関係別件数

（単位：件）

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
計		1	4		2	8	22	5					1			43
後見		1	4		2	7	15	2								31
保佐							5	3					1			9
補助						1	2									3

※東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）において令和7年1月から12月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）と本人との関係を類型別・区市町村別に集計したもの

5 社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の事業実績

(1) 相談事業

中核機関である社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」の一般相談件数は、令和7年度3,240件で、高齢者からの相談が7割以上と多くなっています。

福祉法律相談は、令和7年度11件で、うち5件が成年後見に関する相談です。権利擁護支援事業の相談は、令和7年度59件です。

一般相談件数（新規＋継続）

（単位：件）

対象区分		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
高齢者	成年後見	1,342	1,449	1,217	2,428	1,942
	その他	378	537	437	366	498
	計	1,720	1,986	1,654	2,794	2,440
知的障害者	成年後見	72	49	44	80	182
	その他	4	4	1	4	16
	計	76	53	45	84	198
精神障害者	成年後見	55	202	200	326	302
	その他	145	134	80	49	91
	計	200	336	280	375	393
その他	成年後見	55	180	378	198	132
	その他	180	37	71	131	77
	計	235	217	449	329	209
合計		2,231	2,592	2,428	3,582	3,240

福祉法律相談件数

（単位：件）

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
成年後見	5	8	5	3	5
権利侵害	5	0	2	3	1
その他（遺言・相続等）	16	5	9	6	5
合計	26	13	16	12	11

権利擁護支援事業相談受付件数（新規のみ）

（単位：件）

対象区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
高齢者	22	25	23	20	23
認知症高齢者	19	25	10	11	21
知的障害者	1	1	2	0	3
精神障害者	3	9	4	7	4
その他	6	7	8	15	8
合計	51	67	47	53	59

(2) 権利擁護支援事業

地域福祉権利擁護事業の対象者及び財産管理・保全サービスの対象者共に、令和2年度から令和5年度まで横ばいで推移していましたが、令和6年度以降は増加しています。

地域福祉権利擁護事業対象者数

(単位：人)

対象区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
認知症高齢者	23	24	21	24	23
知的障害者	2	2	2	2	3
精神障害者	5	6	7	10	13
その他	1	1	1	1	2
合計	31	33	31	37	41

財産管理・保全サービス対象者数（対象拡大分）

(単位：人)

区分	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
高齢者	18	19	20	22	20
その他	0	0	0	2	2
合計	18	19	20	24	22

(3) 成年後見費用助成事業

後見報酬助成は令和7年度8件で例年並みです。申立て費用助成と申立て書類作成費用助成は、例年に比べ倍増しています。

後見報酬助成件数

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件数（単位：件）	9	7	7	5	8
金額（単位：円）	1,728,041	1,771,000	1,629,895	1,410,783	2,500,648

申立て費用助成件数

内容		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
申立て費用	件数	2	2	3	2	6
	金額	15,095	76,220	161,984	16,560	69,920
申立て書類作成費用	件数	0	1	3	3	7
	金額	—	22,000	373,700	286,999	849,998

(4) 後見等申立て支援

後見等申立て支援件数は、令和7年度合計52件となっており、例年並みとなっています。

後見等申立て支援件数

(単位：件)

内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
候補者等紹介件数	24	38	36	47	34
申立て手続き支援件数	9	9	16	17	18

(5) 区民後見人養成等事業

区民後見人養成講習修了者は、令和8年4月1日現在で45人となっています。

区民後見人養成講習修了者数等

(令和8年4月1日現在)

養成講習修了者	45人	平成25年度まで都が実施していた養成講習を、平成27年度から区（中央区社会福祉協議会への補助又は委託事業）で実施している（平成26年度は東社協が実施）。
後見人等受任	3人	後見人等を受任した場合、社会福祉協議会が成年後見等監督人を受任している。
後見活動メンバー登録	29人	
登録生活支援員	20人	社協と雇用契約を締結し、登録生活支援員として地域福祉権利擁護事業活動を行っている。